

# 令和8年度補習授業校指定の募集

令和8年6月19日  
在シドニー日本国総領事館

このたび、補習授業校として外務大臣の指定を希望する施設を募集します。

補習授業校の指定を希望する施設におかれましては、下記外務省HPの案内の内容をご確認いただくとともに、下記1に記載した提出期限よりも前に、まず「申請を検討する」旨のメールを当館（[cgryo.ji@sy.mofa.go.jp](mailto:cgryo.ji@sy.mofa.go.jp)）まで速やかにご一報ください。

「申請を検討する」旨ご連絡いただいた施設に対しては、当館から下記3の(6)～(8)の資料を送付します。

最終的に外務大臣の指定を申請する施設におかれましては、下記1の提出期限までに下記3の書類一式（8点）をご提出いただく必要があります。

資料の準備を始める前に下記4の注意事項を必ずご確認ください。

## 記

### ○外務省HPの案内

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/kaigai/kyoiku/hoshukoboshu.html>

### 1 指定要望書の提出期限

令和8（2026）年7月10日（金）

### 2 照会・提出先

当館（送付先アドレス：[cgryo.ji@sy.mofa.go.jp](mailto:cgryo.ji@sy.mofa.go.jp)）

### 3 提出資料（提出する書類の注意事項は外務省HP案内をご参照ください）

- (1) 指定要望書（上記外務省URLからダウンロードできます）
- (2) 現地法人格を証明する資料（現地政府機関発行証明書等の写し）
- (3) 施設の定款又はそれに相当するもの
- (4) 学校規則又はそれに相当するもの
- (5) 在籍児童・生徒の名簿
- (6) 補習授業校現地採用講師謝金調査票 ※
- (7) 校舎借料契約書概要 ※
- (8) 安全対策契約書概要 ※

※ (6)～(8)の3点の資料については当館から書式を別途お送りしますので、まず「申請を検討する」旨のメールを当館 ([cgryoji@sy.mofa.go.jp](mailto:cgryoji@sy.mofa.go.jp)) まで速やかに連絡ください。また、資料一式を提出される際には、関連疎明資料(雇用契約書、賃貸借契約書等)も併せてご提出ください。

#### 4 注意事項

- (1) 補習授業校の指定基準については、外務省HPの海外教育1 在外教育施設(2) 補習授業校 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/kaigai/kyoiku/index.html>) をご参照ください。
- (2) 審査には数か月を要し、在外公館を経由してその結果を通知します。
- (3) 審査の結果として、補習授業校の指定に至らない場合があります。
- (4) 補習授業校として指定された場合であっても、政府支援が直ちに開始されるわけではありません。政府支援のための申請手続きを経る必要がありますので、支援開始までは一定の期間を要します。
- (5) 今回の募集分の政府支援の開始時期については令和9年度(2027年4月1日以降)を予定しています。今回ご提出いただく上記3(6)～(8)の資料は令和9年度の国の一般会計予算要求に必要なものとなります。
- (6) 今回の募集で補習授業校に指定された場合、提出済みの資料(特に指定要望書)は、政府支援の準備目的のために、文部科学省及び財団法人海外子女教育振興財団の両機関に共有します。両機関への共有を望まない場合には、その旨申し出てください。また、施設の代表者は、指定要望書に記載されているすべての教職員等に対して、当該資料の利用目的を事前に必ず伝えてください。
- (7) 指定要望書の記入要領については、上記リンク先(外務省HP)をご参照ください。
- (8) 上記3にある提出書類のうち、Excel形式となっているものについては、Excel形式のままご提出ください(PDF等の画像形式に変換しないようお願いいたします)。

以 上